

「東京アートポイント計画」新規共催団体公募 FAQ

(平成 28 年 3 月 25 日時点)

東京アートポイント計画について

- 東京アートポイント計画にはどんな事業がありますか？

東京都内の特定の地域を活動対象とし、地域に根ざしたアートプロジェクトの実施を通じて小規模の文化創造拠点を形成する事業（エリア型）と、特定のテーマに根ざしたアートプロジェクトの実施を通じて、社会の潜在的な課題に取り組む事業（テーマ型）があります。平成 27 年度は 14 事業を展開しました。平成 27 年度実施事業一覧は <https://www.artscouncil-tokyo.jp/ja/what-we-do/creation/hubs/>をご覧ください。

- 「アートポイント（文化創造拠点）の形成」とは何ですか？空間や場所が必要ですか？

「アートポイント（文化創造拠点）」は特定の空間や場所とは限りません。持続可能な活動そのものや、それらを支えるネットワークも「文化創造拠点」と捉えています。

申請する団体・組織について

- NPO の組織の成長の支援とは、具体的にはこういったサポートを指しますか？

プログラムオフィサーが担当としてつき、伴走することで、アートプロジェクトの実施を通じて持続可能な体制づくりをサポートします。また、人材育成に伴うプログラム実施のための経費及び事務局運営のための経費（人件費含む）を負担します。

- 団体の実績がない場合は、メンバーの実績を提出する形で良いですか？

はい。また、現在有する実績よりも、今後の展望を重視します。

- 事業の事務局は、団体の理事／社員だけで構成する必要がありますか？

外部スタッフ（業務委託等）との混成チームでも問題ありません。

- 団体の登記場所が東京都外でも、事業実施エリアが都内であれば応募可能ですか？

可能です。

申請する事業について

- エリア型部門を選択する場合、既存の東京アートポイント計画事業と重なるエリアで展開する事業の応募はできますか？

可能です。実施エリアを含めた全体的な事業計画を基に、選定基準に照らして審査が行われます。

- 事業の一部を東京都以外で展開することは可能ですか？

できません。

- テーマ型部門を選択する場合、「東京」に関連するテーマである必要はありますか？

特に限定していません。

- 共催協定締結前に発生した経費も負担金の支出対象となりますか？

対象外となります。

- 複数の助成金を受ける事業も応募できますか？

可能です。事業の持続のために、積極的にさまざまな収入源を確保することを推奨しています。ただし、(公財)東京都歴史文化財団及び東京都の主催・共催事業、その他補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業は、対象となりません。

- 区市町村などの基礎自治体が応募することも可能ですか？

できません。ただし、事業実施にあたり、東京都、アーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）、NPO等、基礎自治体との4者共催とすることは可能です。

共催事業・採択された後について

- 今年度採択されて次年度も継続したい場合、再び公募を受ける必要がありますか？

ありません。東京都及びアーツカウンシル東京が実施内容を評価し、今後の展開を協議の上、翌年度以降の事業継続を決定します。

事業資金・負担金について

- 「共催事業の負担金」と「助成金」の違いは何ですか？

「助成金」は事業費の一部を対象経費のルールのもと執行したものに対して交付されます。「共催事業の負担金」はアーツカウンシル東京が限度額まで経費補填します。ただし、執行に当たってはNPOからの計画に基づき、公益事業としての観点のもと合意形成が必要となります。

- 自己資金は必要ですか？

あることが望ましいですが、なくてもかまいません。

- 事業費は人件費に使うことはできますか？

できます。NPOの基盤整備を目的とした事務局体制の強化を重視しています。よって一定条件のもと人件費への支出を認めています。